設備を取得するユーザが属する設備の種類を「減価償却資産の耐用年 数表(別表第二)」の番号 1~55 に基づき記入してください。 (例)自動車メーカに納入⇒輸送用機械器具製造業用設備 ※本項目は、ユーザが事業に基づき決定するものです。どの設備の種 類に該当するのか不明な場合には、ユーザに確認いただくよう、お願い いたします。

日本工作機械工業会指定用紙 묽 場合 ■ 場合□

k向上特別措置法の先端設備等

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械装置	
	設備の種類又は細目	生産用機械器具製造業用設備	
	設備の名称	マシニングセンタ	計画を申請する事業者名
	設備型式	ABC-100	をご記入ください。
	本社名・事業所名	株式会社工作	

○上記

該

当

要

件

日工会様式3「該否チェックリスト」の 「販売開始要件の確認」に記載されて いる年度をご記入ください。

件への当否

①販売開始年度(西暦): 2012年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2019年度(注2)

(2) - (1) =

1. 該当 2. 非該当

「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか

(※) 当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合 には、記載不要。

1. 該当 2. 非該当

2. 非該当

社.

日

1. 該当

該当要件への当否

- (注1) 一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウエア:5年とする。
- (注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項につい て確認し、該当要件を満たしていることを証 明门

> 代表者氏名は本証明書の記載内容 に対し、責任を負える方であれば、必ず しも、社長名である必要はありません。

Ŧ 東.

公印につきましても、社印以外の部 門長印、役職者印等でも結構です。(個 人印は、印鑑登録済みのものであって も不可)

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明 します。

西暦 2019年 6月 15日

製造事業者等の名称 株式会社日工会

製造事業者等の所在地 東京都港区芝公園 3

华惠者氏名: 日工 太郎

亩 担当者氏名: 工作 太郎

属: 営業業務部

担当者連絡先(電話番号): 03-3434-3961

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は

【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3.先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更前(都道府県名・市町村名) 変更後(都道府県名・市町村名) 注更 事 項

(注3)経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報 を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化 税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件 (「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の 価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項 (中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却 資産の耐用年数等に関する省令 | 上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など)) と 同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。な お、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途上よっチナ資産及主意機能であり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご と工具等、資産区分が異なることとなった場 留意ください。 両面印刷で日工会様式1の裏面に
- ④ 中小企業経営強化税制(**下)同じ、大きくことをお勧めします。** データセンター業を行う事業者は電子計算 機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合(映画業を除 く娯楽業、電気業、銀行業等)は本税制の対象となりません。

⑤ 固定資産 税の措置に関する注意:

- - が発行は致し。ます)工具・器具備品・建物 付属設備が、一、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府)に所在する場合、 対象業種に限定があります。
 - ※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について
 - http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf
 - (2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特 例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わ せください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要 件(取得価額や指定事業等)を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	全て(※3)	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備(※1)	全て(※4)	60 万円以上	14 年以内
ソフトウエア(※2)	設備の稼働状況等に係る情報収集機 能及び分析・指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内

- ※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。
- ※2 ソフトウエアについては、国税の措置のみ対象。
- ※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提 供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は 製作をするものを除く。
- ※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。